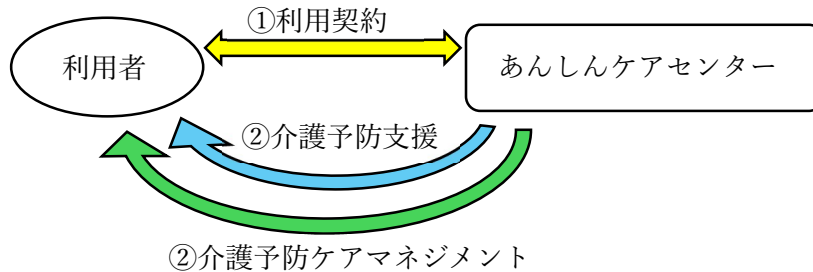


介護予防支援および介護予防ケアマネジメント利用契約の形式

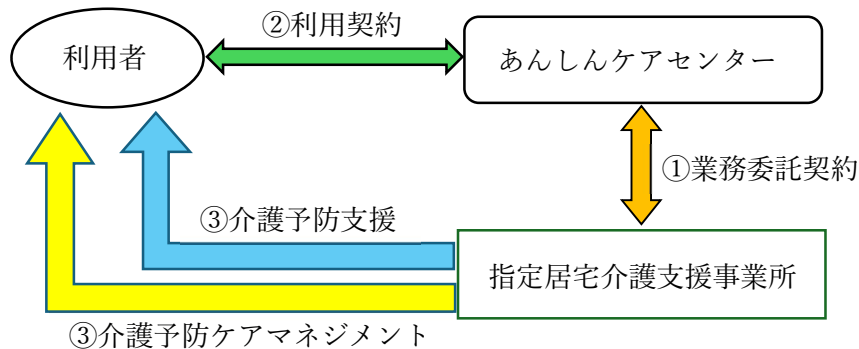
1. 利用者とあんしんケアセンターが契約を締結

(1) 指定居宅介護支援事業所への委託なし



- ① 利用者とあんしんケアセンターとの間で、「介護予防支援および介護予防ケアマネジメント利用契約」を締結。
- ② あんしんケアセンターが介護予防支援または介護予防ケアマネジメントの提供。

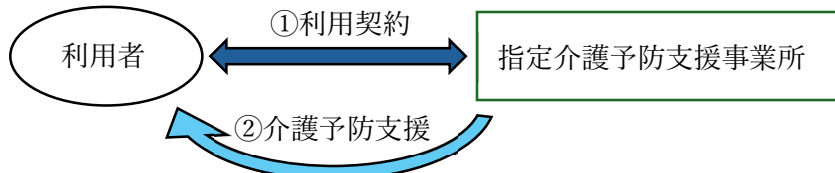
(2) 指定居宅介護支援事業所への委託あり



- ① あんしんケアセンターと指定居宅介護支援事業所の間で、「介護予防支援および介護予防ケアマネジメント業務委託契約」を締結。
- ② 利用者とあんしんケアセンターとの間で、「介護予防支援および介護予防ケアマネジメント利用契約」を締結。
- ③ 委託を受けた指定居宅介護支援事業所が、介護予防支援または介護予防ケアマネジメントを提供。

2. 利用者と指定介護予防支援事業所（指定居宅介護支援事業所）が介護予防支援利用契約を締結

(1) 利用者と指定介護予防支援事業所の二者契約（介護予防支援のみ）

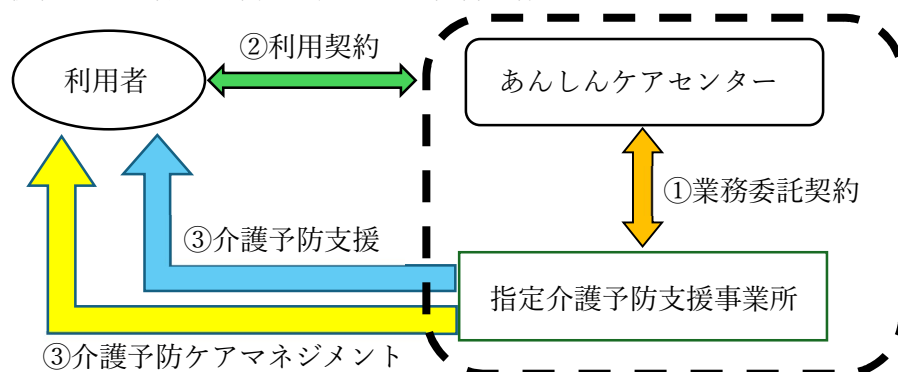


- ① 利用者と指定介護予防支援事業所との間で、「介護予防支援利用契約」を締結。
- ② 指定介護予防支援事業所が介護予防支援を提供。

※介護予防ケアマネジメントを提供する際は、上記1（1）または（2）の形となる契約が必要。

(2) 利用者と指定介護予防支援事業所、あんしんケアセンターとの三者契約

ア. 介護予防支援を指定介護予防支援事業所が、介護予防ケアマネジメントをあんしんケアセンターが提供する内容を記載した共通の契約書を作成する場合



- ① あんしんケアセンターと指定介護予防支援事業所の間で、「介護予防ケアマネジメント業務委託契約」を締結。

業務委託契約の内容に介護予防支援も含まれている場合は、参考様式「介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務委託契約に関する覚書」のように、条件付きで除外する方法も可。

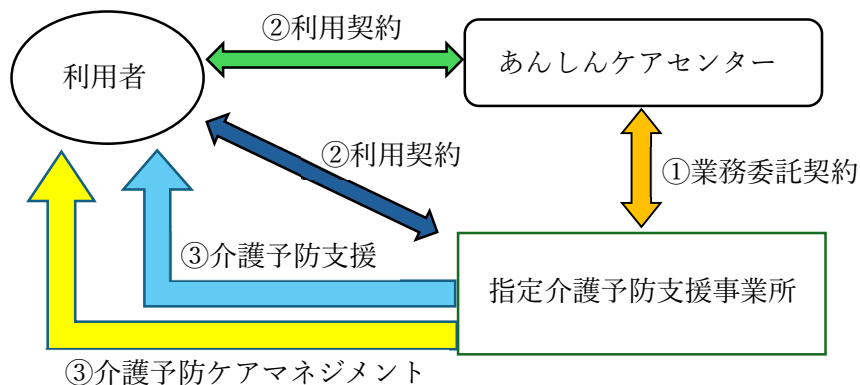
- ② 利用者とあんしんケアセンター・指定介護予防支援事業所との間で、「介護予防支援および介護予防ケアマネジメント利用契約」を締結。

(参考様式「介護予防支援および介護予防ケアマネジメント利用契約書」)

- ③ 指定介護予防支援事業所が、介護予防支援または介護予防ケアマネジメントを提供。

※介護予防ケアマネジメントは、あんしんケアセンターから委託を受けて提供する形

イ. 指定介護予防支援事業所とあんしんケアセンターが各々で契約書を作成する場合



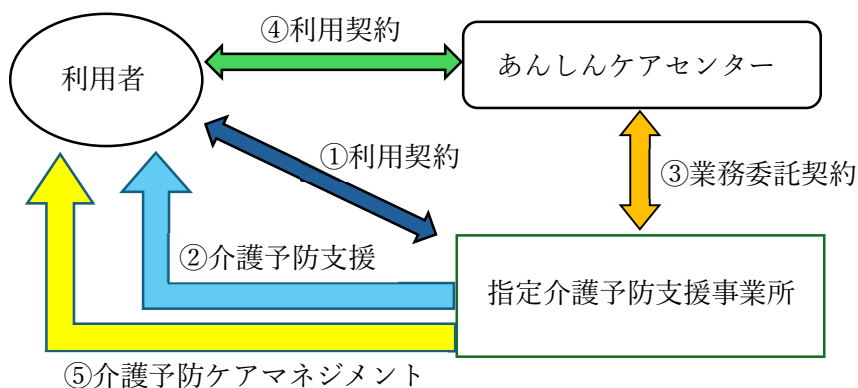
- ① あんしんケアセンターと指定介護予防支援事業所の間で、「介護予防ケアマネジメント業務委託契約」を締結。

業務委託契約の内容に介護予防支援も含まれている場合は、参考様式「介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務委託契約に関する覚書」のように、条件付きで除外する方法も可。

- ② 利用者とあんしんケアセンター、利用者と指定介護予防支援事業所との間で、それぞれ契約を締結。あんしんケアセンターが締結する契約に介護予防支援も含まれている場合、参考様式「介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント利用契約に関する覚書」のように、条件付きで除外する方法も可。

- ③ 指定介護予防支援事業所が、介護予防支援または介護予防ケアマネジメントを提供。

イ-(ii). 指定介護予防支援事業所とあんしんケアセンターが各々で契約書を作成する場合
(支援の途中から、あんしんケアセンターとの契約を締結する場合)



- ① 利用者と指定介護予防支援事業所との間で、「介護予防支援利用契約」を締結。
- ② 介護予防支援を提供。

↓

支援内容の変更に伴い、介護予防ケアマネジメントを提供することとなる

↓

- ③ あんしんケアセンターと指定介護予防支援事業所の間で、「介護予防ケアマネジメント業務委託契約」を締結。
業務委託契約の内容に介護予防支援も含まれている場合は、参考様式「介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務委託契約に関する覚書」のように、条件付きで除外する方法も可。
- ④ 利用者とあんしんケアセンターが「介護予防ケアマネジメント利用契約」を締結。
- ⑤ 指定介護予防支援事業所が、介護予防ケアマネジメントを提供。